

第二回総選挙と尾崎行雄

加地直紀

はしがき

一 第二回総選挙の概観

二 尾崎の選挙運動

三 尾崎の言論

結び

はしがき

明治二十五（一八九二）年二月十五日、第二回帝国議会衆議院議員総選挙が実施され、尾崎行雄は苦戦をしながらも二回目の当選を果たした。

第二回総選挙について『国史大辞典』は、次のように解説する。松方正義内閣が提出した明治二十五年度予算案が民党勢力により大幅に削減され、明治二十四（一八九一）年十二月二十五日に衆議院が解散された。第一回総選挙とは異なり第二回総選挙では、党派色が鮮明であり、民党と吏党との対立が激しかった。品川弥二郎内相と白根専一内

務次官とを中心に民党に対し高圧的姿勢が示され、選挙干渉が行われた。民・吏両党「双方の候補者・運動員が衝突して流血事件がおこったところも多く」、選挙期間中全国の死者が二十五名、負傷者が三八八名に及んだといわれる。解散前と同じ議員が再選されれば何回も解散することになる事態を憂えた明治天皇が松方首相に、たびたび憂慮を沙汰したため、地方官への注意が促されたといわれており、選挙干渉には「天皇の意向」が反映された。^① 飽くまでも民・吏両陣営の対立から死傷者が続出したこと、選挙干渉の背後に明治天皇の「意向」があつたとしている。

第二回総選挙における選挙干渉は戦前から指摘されており、近年では末木孝典が富山県、高知県、佐賀県、東京府を例に実証している。^③ 加えて末木が指摘するように選挙干渉が、明治天皇、明治政府、知事、県吏や警察という系統でなされたとする系統的指令説と、松方首相や品川内相と個人的つながりを持つ一部知事による暴発とする暴発説とがあり、末木は前者を主張している。^④

かような第二回総選挙に尾崎行雄は三重県第五区（度会郡、答志郡、英虞郡、北牟婁郡、南牟婁郡。定数二）で出馬したが、三重県では知事や警察による明確な干渉はなく、自由・改進黨の「激しい対立と妨害」があつたとされている。^⑤ 第二回総選挙における尾崎に関する先行研究は、「民党の代表的な存在」であつたため様々な干渉がありながらも選挙干渉が厳しくもなく辛勝した、地価修正問題で「容易ならざる事態」となつた、^⑥ 三重県第五区には吏党候補はなく過度な干渉は考えにくい、尾崎への妨害は地価修正問題で対抗していた自由党側によるものである、尾崎にとり第二回総選挙は選挙干渉よりも支援組織確立に特性がある、自由党側は高木貞太郎と竹原樸一とが提携に失敗し組織力の差が尾崎の勝因である、^⑦ としてゐる。つまり先行研究は、三重県においても尾崎自身に対しても厳しい選挙干渉はなかつた、^⑧ 地価修正問題で尾崎は苦戦したとしてゐる。地価修正問題については後述する。なお阪上は地価修正問題をめぐり、尾崎派と反対派とが『伊勢新聞』（以下『伊勢』）に広告を掲載し対立した事実と、明治二十五年二

月十二日付広告の写真を掲載し「広告合戦」があつた事実を指摘しているが、その内容には言及していない。⁹⁾

尾崎の伝記作家は第二回総選挙における尾崎に関し、次のように述べている。尾崎が選挙区へ帰ると、天皇から勅当された「勅勘議員」であるといわれ、また明治政府による野党討伐の宣伝が選挙区に及んでおり、加えて尾崎は改進黨の「闘将」であり政府による攻撃の「焦点」の一つであつた。さらに尾崎への地価修正問題に関する「誤解」もあり、これが「苦戦」の一つの原因となつた。こうした事情から第一回総選挙で援助してくれた町村長の「殆ど全部」が反対者となつた。このため演説会場を貸してもらえず、貸してもらえても暴漢の襲撃や警官による解散命令があり、「今日では想像も出来ない悪戦苦闘」が続いたが、「辛うじて」当選した。¹⁰⁾つまり天皇から咎められた「勅勘議員」の汚名、野党「闘将」であるが故の政府による攻撃、地価修正問題による「誤解」などにより「悪戦苦闘」をしたが、辛勝したというのである。

尾崎に関する啓蒙書も、第二回総選挙における尾崎の苦戦を伝えている。尾崎の生涯を紹介する絵本は、品川内相の選挙干渉は凄まじく「暴徒を手先」に警察や軍隊を動員して良民を脅し、政府党に投票しないと殺してよいと小銃大砲までを使い人家を焼いた、尾崎も宿を襲われ暴漢が槍で天井を突き抜刀隊により演説会がつぶされるなど「悪戦苦闘のすえに」当選した、として、槍・刀を持った男たちが二階を襲撃しようとする光景の挿絵を掲載している。¹¹⁾尾崎の生涯を紹介する漫画は、山県有朋首相と品川内相とが野党議員の落選を試み死者二十五名、負傷者三八三名を出す「流血の事態」になつた、尾崎も妨害を受け勅勘議員の風説が流され不出馬を勧められ、「政府の息のかかつたゴロツキ」が脅したようで泊まる旅館がなく演説会場にも入れなかつたが「どうにか当選」できた、としている。¹²⁾つまり啓蒙書も、尾崎の伝記と同様の見解を示している。

尾崎自身は第二回総選挙を、生涯初の自伝で次のようにいう。第二回総選挙では地価修正問題で誤解された。地租

軽減・地価修正併行論が地価修正に反するものとされ選挙区で「非常の不人望」に陥った。選挙参謀長すら勝算がないといった。選挙区で「非常に不評判」であったため内務省報告で負けるとされ、政府側はあまり非常な手段を行わなかった。選挙参謀長は宿屋の主人であったが、尾崎反对派が切った犬の首を竹槍に刺し、宿屋の表に立てた¹³⁾。尾崎の伝記や啓蒙書は、自伝の域を出ていないことが分かる。

また尾崎は生涯最後の自伝で第二回総選挙を次のように位置づけている。第三回総選挙は、二十四回中「最も苦しかった三回」の一つであり、他は選挙干渉のあった第二回総選挙と翼賛選挙であった。¹⁴⁾ あるいは昭和十二(一九三七)年四月の第二十回総選挙前の自伝では、これまで十九回総選挙を経験したが「苦しいと思つた」のは第二回、三回の総選挙であり、その他は「平々他奇なし」といつてよい。¹⁵⁾ つまり連続二十五回当選を果たした尾崎にとり、他の総選挙と異なり、第二回、第三回、第二十一回総選挙は苦戦を強いられた選挙であったことがわかる。

本稿では、第一に第二回総選挙を概観し、第二に選挙中の尾崎の運動、第三に選挙中の尾崎の言論を分析する。このような分析により、尾崎が二回目の当選を果たした原因を明らかにするのが、本稿の目的である。なお本稿では、全国の情報的主として『東京朝日新聞』(以下『東朝』)、『大阪朝日新聞』(以下『大朝』)、三重県情報は主として『伊勢』から引用する。なお『伊勢』は発行禁止処分により明治二十四年十二月二十九日から翌年二月二日まで発刊されていないが、『大朝』により三重県の選挙情勢を知ることができる。

一 第二回総選挙の概観

明治二十四年の衆議院解散と第二回総選挙に関し、衆・参両院が編集した『議会制度百年史』(以下『百年史』)は

次のように説明する。第二回帝国議会は明治二十四年十一月二十六日に開院され、同月三十日、松方首相兼蔵相は施政並びに財政演説で、国防と国家経済を充実させる積極政策を主張し、軍艦製造、製鋼所設立、鉄道の国有化・充実、産業の進歩、治水事業拡充を求めた。これに対し民党は民力休養を主張し、衆議院予算委員会で予算査定案を作成し、軍艦製造費と製鋼所設立費とを全額削除、治水費等削減、監獄費国庫支弁法案、私設鉄道買収法案、鉄道公債法案否決を求めた。十二月十四日、松田正久予算委員長は予算査定案を報告、十二月十八日に衆議院本会議で予算審議を開始し、松方首相は同査定提案に不同意を表明したものの、民党は査定案を可決した。十二月二十二日、海軍予算削減に強く反対した樺山資紀海相は、所謂蛮勇演説を行い議場は騒然となった。十二月二十五日に松方首相は、国家の将来を考慮しない議会に国事を任せられないとして衆議院を解散した。

明治二十五年一月二十五日、勅令として予戒令が發布され、公共の秩序を保つため地方長官が言論・集会等を制限する予戒命令を発しうることになり、加えて保安条例第五条による命令を高知全県、佐賀県一部に施行した。これらの措置により、人心動揺等で治安が害される可能性がある地方に集会取締、新聞検閲、銃砲等携帯禁止を命じうることになった。松方内閣は実際の議会運営により与党をもたないと円滑に国務遂行ができないことを痛感し、品川内相と白根内務次官とを選挙対策の中心として民党を弾圧し、与党候補当選のため「大規模かつ組織的」な選挙干渉を行った。民・吏両党の争いは「激烈をきわめ」、政府は郡吏や警官を動員し買収や民党候補弾圧を行い、憲兵が出動した。各地で「流血の惨事」が起り、死者二十五名、負傷者三八八名となった。とりわけ高知県、佐賀県、石川県、福岡県等の「闘争は深刻」であったが、選挙干渉にもかかわらず僅差で民党が勝利した。¹⁷つまり第二回総選挙は、第二回帝国議会における、予算案をめぐる政府と民党との対立に起因することがわかる。

先行研究は第二回総選挙に関し、次のようにいう。十二月四日、松田予算委員長は本会議で予算審査の経過報告を

し、予算に大削減を求め、政府に正面から対決した。十二月十八日、松方首相は予算案への査定に反対し、二十二日、樺山海相が蛮勇演説を行い、議場に哄笑と怒号が起り、民党の反撃を強めた。第二回帝國議會は予算審議が「大きな焦点」であった。松方内閣は十二月始めから解散手続きを模索しており、十二月二十五日、予算修正案に不同意を表明し衆議院を解散した。第二回総選挙は「政府による大干渉によって多数の死傷者を出した点で有名」であった。品川内相は地方長官に内訓し、知事以下県庁・郡役所・警察署・市町村役場等に民党候補の選挙運動を妨害させた。民党は壮士を動員して対抗した為、「流血の惨事」となり、死者二十五名、負傷者が三八八名生じた。警察官が選挙運動に巻き込まれ信用を失い治安を維持できないため、憲兵が出動した。品川内相の選挙運動の背景には「天皇の意思」があった。¹⁸⁾ 予算案をめぐる対立から解散となったとする点で『百年史』と異同はないが、政府の干渉により死傷者を出したとする見解に注目したい。

『百年史』や先行研究より、衆議院における予算をめぐる対立から解散となり、内閣による選挙干渉が行われたことが分かるが、坂野潤治は次のように指摘する。「史上最大の選挙干渉」を政府は行ったが、民党議員の再選を憂え政府支持者の当選を求める明治天皇が伊藤博文枢密院議長や松方首相に選挙干渉を命じたに等しい「お墨付」があった。選挙干渉の実態は正確には把握しにくい。死傷者には民党系壮士と吏党系壮士との乱闘も含まれていただろうか。全てが選挙干渉によるとはいえない。郡長や警察署長の命令による選挙干渉は吏党系壮士の暴行は見逃すという形を取る事が多く、警察の干渉と吏党系壮士の暴行とを区別することは困難である。¹⁹⁾

死傷者の全てが選挙干渉の結果とはいえないと指摘するのであるが、この点は、右の先行研究を始めとする諸研究が、政府の干渉により死傷者が生まれたとして異なると異なる²⁰⁾。さらに『百年史』と違い、政府による選挙干渉の背後にあったと解しうる明治天皇の「お墨付」を示唆している点に留意したい。この点に関しては、前述のように鳥

海靖も明治天皇の「意向」を指摘している。また末木は、選挙干渉の原因を次のようにいう。明治天皇は政府支持派である「良民」が当選することを希望し、松方首相に、選挙に尽力することを求める「御沙汰」を出した。²¹つまり明治天皇の「意向」、 「お墨付」や「御沙汰」により選挙干渉が行われたというのである。

かような経緯で衆議院は解散され、選挙干渉が行われたが、解散前から、新聞紙上で解散が予測されていた。例えば、『東朝』は、政府は開会劈頭に難問題である大津事件の緊急勅令と濃尾大震災費支出の勅令とを提出した、議決如何では政府は「大に決心する所」がないわけではないことが明らかである、不承認になれば解散の「最好理由」となる、とした。²² ロシア皇太子への傷害事件である大津事件や濃尾大震災の復興に関する財政支出という明治二十四年に生じた難問に関する勅令への対応をめぐり、開会劈頭から衆議院解散が予測されていたことが分かる。さらに同紙は、予算査定案をめぐり政府と議会とが衝突することは明らかであり「例の解散云々の風説」が湧出しているとしていた。²³ 前述の如く第二回帝国議会は予算案をめぐる対立から衆議院が解散されたが、十二月になると解散の「風説」が生じたことが分かる。あるいは『時事新報』（以下「時事」）は、議会の成り行きは世間が「最も注意する所」であり、解散か否か予算成立か否かで賭けをする者さえある、と評した。²⁴ 十二月中旬には、賭けの対象になるほど衆議院解散が現実味を帯びてきたことが分かる。

解散後に発布された予戒令に関し『東朝』は社説において、次のように分析していた。浮浪者、偽壮士、彼らを雇用・使喚するものの目的が人の自由を妨害することであり、予戒令発布を蒙るものは「自業自得」である。今や憲法政治、立憲制度の下にありながら偽壮士の横行は益々酷しく、彼等を使用するものが多くなっている。総選挙となり、その熱度は高くなり、妨害・脅迫・乱暴するものがほとんどの地方におり、高知県は「狂暴の淵」に入った。²⁵ 自由を妨害する者の「自業自得」という主張から、『東朝』は予戒令発布を是認していることがわかるが、高知県における

選挙戦が「狂暴」と評されていることが注目される。

次に末木書により、新聞報道で「狂暴の淵」にあると評された高知県第二区（吾川郡、高岡郡、幡多郡。定数二）における選挙干渉についてみる。高知県には自由党（自由派）と対立する、土佐勤王党の流れを汲む国民派が存在し、第二回総選挙前から、自由・国民両派が対立していた。特に第二区では、国民派の勢力が強かったが、やがて国民派が退潮し、自由派が優勢となった。第一回総選挙では自由派が二議席を独占したものの、第二回総選挙では一旦は国民派が二議席を獲得した。第二区は高知県内で最も国民派が勝つ可能性が高く、国民派は二議席独占を狙い、政府・県・警察の力が集中的に用いられ、自由・国民両派の衝突は必至であった。警察は一個人の資格という口実を用いながらも組織的に選挙干渉を行い、自由派を妨害した。具体的には警察は、国民派への投票を呼び掛け、買収を行ったが、自由派が受け入れなかった為、脅迫や実力行使を行った。明治二十五年一月二十一日、国民派により弁士竹中靖明が殺害された。同事件は高知県における選挙運動中最初に死者が出た事件であったが、臨席していた警官は傍観していた。同事件を新聞各紙は大きく取り上げ、高知二区の騒擾を広く知らせる契機となった。²⁶警官による遊説や戸別訪問等の介入により諸事件が起こり、「壮絶な紛争」となった。政府・内務省は一月下旬に高知県における騒擾への対処を開始し、一月三十一日、二月九日、二月十三日に大阪憲兵隊を派遣した。憲兵は暴徒取り締まり、騒擾の予防、選挙人保護、投票箱運搬の護衛を行い、憲兵の公平さにより人心は安定し、憲兵派遣に多大な効果があった。警察が国民派当選に向け選挙に介入し騒動が拡大したが、三度の大阪憲兵隊派遣等により治安が回復した。二区では国民派が二議席を独占し、自由派（林有造、片岡健吉）は落選したが、総選挙後の訴訟により逆転した。²⁷

殺人事件を含む「壮絶な紛争」が高知二区であったことがわかるが、当該期の新聞報道によっても同区における騒動が、種々明らかにされている。『東朝』（明治二十五年一月三十日）は次のように報じていた。高知県の「騒擾」を

しばしば記載してきたが、自由派は白昼銃器を携えて「横行」し、一月二十八日には発砲した。政府は大阪憲兵隊を派遣し取り締まることに決した（「高知県下へ憲兵派遣」）。一月二十九日に高知県知事から内務省に宛てた電報は、次の如くである。同日、高岡郡佐川村へ国民派が七十名押しかけ、自由派三百名と奮闘し、警部・巡査四十名により鎮定したが、負傷者は両派各一名、自由派に死者一名（山崎卯子²⁶）が出た（「自由国民両派の奮闘」）。銃器を携帯した「横行」があり、このため憲兵が派遣され、あるいは死傷者が出るほどであったことがわかる。同紙（明治二十五年二月六日）には次のような報道があった。二月一日自由派の会合で、国民派襲撃を主張する壮士があつたが、大阪憲兵隊が派遣されたので今後の警察は公平だろうし、もしこれまでと同様なら「必死の争」をしてよいと説くものがあり、これに決した（「自由派の決議」）。幡多郡の中村―宿毛間の道路は、「危険の恐」がある為往来が「全く絶えたり」（「通路絶ゆ」）。「必死の争」に言及するものがあり、「危険の恐」により人の往来がなくなつたことがわかる。また憲兵派遣により警察が公平になるとの発言より、派遣前の警察による選挙干渉を看取することができる。

『大朝』は次のように報じる。高知県は従来自由・国民二派の「抗争烈しく殆んど他に其比を見ざる程」であるが近年は国民派が衰えてきている。しかし知事が郡長や警察署長に内意を伝え国民派を援助させるといふ風説があり、形勢は一変し自由派は守勢に立っている。「目下競争の最も烈しき」二区では侠客・博徒が徘徊し自由派の演説・懇親会を妨害しており、こうした連中の「跋扈の有様」は謂うべからざるものがある。自由派もこのまま過すことはなく高知県は「修羅場」と化すかもしれない、甚だ氣遣はしき状況」といわれる（「高知県の現状」、明治二十五年一月二十四日）。あるいは『大朝』は、高知県の形勢は「益不穩」であり竟に大阪憲兵隊派遣が必要となつたとして同社社員堀田礎二郎を派遣することとなり、堀田は一月三十一日同県に到着した（「社告」、明治二十五年二月一日）。堀田は、吾川・高岡・幡多三郡は「殺氣」を帯び国民・自由両派は銃器七・八十挺を備え睥睨している（「高知特報 三郡

の両派事務所」、明治二十五年二月三日」とする報道等を行い、情勢が平穏となったとして二月二十日帰社した(「高知見聞録」、明治二十五年二月二十三日)。また投票一週間後に、死傷者に関し次のように報じた。高知県下の騒動による死傷者が割合少ない理由は、死傷者をなるべく秘匿し申し訳に一、二人を報告しているからであり、実際には相應の死傷者がある。一つの町内に包帯をするものが五、六人いるが転倒したなどと言い、選挙争いによると言うものはいない。死者は秘匿され、事件後に死んだものは病死とする。発表されたものは検証を受けた「儀式だけの死傷のみ」という(「何ぞ怪我人の多きや」、明治二十五年二月二十三日)。

『東朝』・『大朝』以外にも、東海地方の新聞が高知県の様子を報じている。『岐阜日日新聞』(以下「岐阜」)は、高知県での選挙競争熱は「益々沸騰」し人心不安となっている、高知県の新聞は全紙が「殺気」を帯びた記事で満たされている、「政熱」は「沸騰点以上」に達した、と報じた。²⁹『伊勢』は高知二区の自由・国民両派の動静を、「血雨を降らした」として次のように報じた。各候補は護衛のために、体力がある所謂力士を雇い、新聞社も壮士により暴動に備えており、力士や壮士の相場が上がったが、憲兵派遣により少し下落した。人民も夜間外出の際は護身具を携帯している。³⁰競争が「沸騰」し、「殺気」を帯び、「血雨」に備え身辺擁護に余念がない様子をうかがうことができるが、『伊勢』の報道からも憲兵派遣により、さような状況に変化があったことがわかる。

右のような状況を受け『伊勢』は、明治二十五年二月四日より「妖気漠々」の連載を始める。同紙は冒頭、「高知事変」以来、「殺気の天を衝くもの」は一県にとどまらず、福岡、大阪、富山、石川、長野等の全国各地で「妖気の漠々」たることは歎ずべきであるとして、続けて次のようにいう。高知県では土佐郡の十一村長が県参事会長、県会議長に、警察の選挙干渉が甚だしく任意の投票ができないと申告した。国民派と自由派との対立状態は「戦時に於けると異ならず」、高知市内では短銃・刀剣は売り切れた。³¹高知のみならず各地に「殺気」や「妖気」が漲り、高知で

は警察による甚だしい選挙干渉があり、国民・自由両派の対立は「戦時」そのものである。

以後、「妖気漠々」は投票日後まで続いた。二月一日、憲兵が引き上げる際、「泣いて助けを乞ひ縋りて駐在を哀願」するものが少なくない。小林区署長宮林主事補川島恭一郎³⁷方が襲撃され、川島は頭部に重傷、妹に散弾が当たり、嬰兒が負傷した³⁸。「惨状見るに忍びず」（明治二十五年二月五日）。前述の如く憲兵への信頼が高いため、留まることを「哀願」するものがあり、また自由・国民両派の対立から刃傷沙汰となり、子供までもが負傷するなど、忍び難い「惨状」がみられた。二月三日、幡多郡小筑紫村で自由・国民両派が「大奮戦」を展開、国民派壮士菊池義三郎が自由派（壮士を切り殺した上で自殺し³³、同日、同郡宿毛村で両派が「大激闘」をはじめ菊池某が切り殺され、竹内利太郎は手足を切り落とされた（明治二十五年二月六日）。人命が犠牲となる「惨状」があり、「大奮戦」、「大激闘」が行われていた。二月十三日、夜以降高岡郡では「殺気愈々充滿し人心恟々」としており銃声が各地で聞こえる（明治二十五年二月十六日）。二月十四日、吾川郡で自由派が国民派に囲まれ双方が「乱撃奮闘」し自由派が二人即死した（明治二十五年二月十七日）。各地で夜間に銃声が聞こえ、「殺気」が充ち、即死者が出る「大乱闘」があった。

かように高知県では、選挙干渉が行われ死傷者が続出した第二回総選挙であるが、全国では年末には選挙運動に着手したものがあつた³⁴。『時事』によれば、年明けには大半の前議員は帰郷しており、選挙運動を始めていた。また『時事』は次のようにいう。各府県で候補選定準備に着手した。大都市からさほど遠くない選挙区では、会費十銭で三十五銭の料理を出す懇親会がある。巧妙な方法であり、各地で行われるに違いない³⁶。あるいは同紙は、投票日が迫り地方紙には味方候補を鼻直し敵対候補を貶める「随分面白きもの」が少なくない、候補推選の広告は毎日ある、敵対候補の名前は小さくし自党候補は二号活字にするなどは「普通」である、間際になれば「一層奇観を呈すべき模様」である、と報じた³⁷。さらに同紙は次のようにも報じた。第一回総選挙では投票日の二、三か月前に候補を決定し、田舎

でさえあちこちで集会を開き、旅館、料理屋は非常に繁盛し「案外の利益」があった。今回は内密の談判や「秘密的の運動」が行われ、表面上は静かでも「裏面の運動は随分盛」で、旅館や料理屋は景気づく様子がなく車夫だけが多忙である。³⁸つまり饗応や新聞を利用した選挙活動が行われ、さらに前回の総選挙と異なり「裏面」で「秘密的の運動」が展開されていたことが分かる。

本章より、政府を支持する「良民」の当選を希望する明治天皇の「意向」を付度した政府や警察官により選挙干渉が行われた地方があったこと、「狂暴の淵」にあるとされた高知県、特に第二区では死傷者が続出するほどの自由・国民両派の対立があったこと、全国でも「裏面」では「秘密的の運動」が展開されていたことが分かる。かような状況下、尾崎がいかなる選挙運動を展開したかを次章で検討する。

二 尾崎の選挙運動

各地で選挙干渉が行われ、加えて高知県では飽くまでも党派対立から死傷者が続出していた中であって、前述の如く三重県では、知事・警察による明確な干渉はなかった。かような状況下、尾崎が展開した選挙運動を本章で検討するが、その前に当該期衆議院の選挙制度について述べる。衆議院定数は三〇〇議席であり、基本的に小選挙区制であったが、人口により二名連記制の選挙区も存在した。三重県には選挙区が六区あり、尾崎が出馬した第五区は二人区であり、他は一人区であった。また大正十四（一九二五）年の衆議院議員選挙法改正、所謂男子普通選挙法の成立により初めて立候補制が導入された。したがって、それ以前の総選挙では立候補はあり得ないが、本稿では便宜上立候補、候補（者）と表記する。候補者は各選挙区で選挙区有志により自主的に開催される候補者推選会で選定され、新聞広

告により告知された。直接国税十五円以上納付したものが選挙権を有し、有権者は総人口の約1%に過ぎず、投票の際には住所・氏名を記し、捺印が求められた。第五区では尾崎（改進黨）以外に、角利助、高木貞太郎（自由党）、竹原樸一（自由党）が立候補していた。

前述のように当該期の尾崎は、改進黨の「闘将」とみなされていた。あるいは明治二十四年十二月八日の宮城県第五区における補欠選挙に改進黨から立候補し次点となった首藤陸三を、島田三郎と共に応援していた。十二月二十六日には、島田、尾崎、箕浦勝人等の「重立ちたる」議員集会所のメンバーが集まり種々相談したと報じられた。⁴⁰ かうに注目される尾崎は犬養毅と共に、国事探偵の中でも「特に機敏」といわれる二人に追跡された、尾行される「因縁」なしとしないと、御用新聞と評された『東京日日新聞』（以下『東日』）により報じられた。⁴¹

「闘将」尾崎に關し、『東日』が解散当日には次のように予測していた。改進黨は現在の四十人が六十人に増加すると自称するが、あるいはそうかもしれない。しかし四十人中半分は入れ替わる。岡山県の犬養毅、三重県の尾崎、東京府の藤田茂吉、富山県の島田孝之は「到底再選は六ツケしからん」⁴²。もつとも『伊勢』は同記事に対し、現在の第五区に変化は見えず何を根拠に当落を予想したか理解できない、尾崎の当選は難しい事とは思えない、と反論した。⁴³

明治二十五年一月になると三重県外の各紙は次のように報じた。尾崎は地価修正で「多少人望を損し」ているという、農商務省書記官が尾崎と対決するといわれ悔りがたいが「矢張り」尾崎当選か、残りの一議席は角利助に対し弁護士の高木貞太郎、県会議員の森本確也がおり予想し難い。⁴⁴ 尾崎は地価修正に「不熱心」と一時攻撃されたが彼の「熱心と正実」とにより「浮説を挽回」した、角は地価修正に尽力したため人気が高い、自由党の高木貞太郎と県会議員の竹原樸一とは今のところ当選を期すことができない。⁴⁵ 後述する地価修正問題が尾崎に不利に働きながらも、当選すると予想されていることが分かる。

三重県内外で当選を予測されていた尾崎の選挙運動を以下検討するが、先ず『伊勢』により三重県第五区における候補選定過程をみる。大正十四年の男子普通選挙法制定により立候補制が導入されるまでは、各選挙区で候補者選考が行われていた⁽⁴⁶⁾。前述のように『伊勢』は明治二十五年一月に発行されていないため、同月の選定過程は不明である。二月になると報道記事や新聞広告により、同過程が明らかになる。北牟婁郡では尾崎と栗原亮一、あるいは栗原、高木貞太郎を選ぶとみられていたが、今日では角利助、高木を推すものがあると伝えられる⁽⁴⁷⁾。第一面に掲載される「特別広告」で、北牟婁郡尾鷲町の浜田常助・堀口延之助外十五名が栗原と高木とを推選すると広告したが、栗原陣営はこれを否定した⁽⁴⁸⁾。あるいは同郡有志は第五区で高木と角との両名を選出することに決定した、と三日連続で広告した⁽⁴⁹⁾。在京三重県人が『伊勢』に広告を掲載することもあった。在京三重県人各団体有志者が候補者予選会を開き、第一区は栗原亮一、第二区は岡本武雄、第三区は天春文衛、第四区は土居光華、第五区は尾崎と角、第六区は福地次郎と決したことを広告する⁽⁵⁰⁾。県外からの推選広告はあまり例がなく、岡本武雄の関係者あるいは関係団体によるものとされているが、第五区で尾崎と角が選ばれていることに注目したい⁽⁵¹⁾。

しかし右の広告の翌日、次のような特別広告が『伊勢』に掲載された。第五区候補に角、高木両名に決定したことを選挙人に告げる。答志郡磯部村山本藤兵衛、坂本周太郎外七十九名、英虞郡鵜方村森口佐助、前田富五郎外二十一名、同郡浜島村和田善九郎、上田平外十八名⁽⁵²⁾。『伊勢』によれば、磯部村の有権者は九十六名、鵜方村の有権者は四十五人、浜島村の有権者は二十一名であり、磯部村の八十二%、鵜方村の四十七%、浜島村の八十六%の有権者が尾崎を選ばなかったことが分かる。加えて投票日当日には同紙に、自分たちは高木、栗原を第五区候補者として広告したが、栗原の申し出により高木、角を候補に決定したとする特別広告が掲載され、そこには北牟婁郡尾鷲町十九名中、前述した浜田・堀口両名を含む九名の氏名が記されており、四名が高木、尾崎を推すとされていた⁽⁵³⁾。尾崎を推すもの

が少数であることが分かる。

一方、二月十一日以降の連載広告によると、尾崎支持者の存在が明らかになる。北牟婁郡尾鷲町内選挙人十九名中十五名が、氏名を明記した上で、尾崎と角とを五区候補に定めたことを明らかにした。⁽⁵⁶⁾あるいは北牟婁郡北部（三野瀬村、長島村、赤羽村、二郷村）の有志四名が氏名を明記した上で、五区候補に尾崎と角とを推選することを確定したと広告した。⁽⁵⁷⁾また南牟婁郡有志四十八名が、二月八日木本町で開いた有志懇談会は、「会員全体の決議」により尾崎と竹原とを五区候補に選定した、と明言した。⁽⁵⁸⁾

右の選考過程は主として広告によることを考慮する必要があるものの、英虞郡磯部・鶴方・浜島三村や北牟婁郡尾鷲町以外では、尾崎有利の状況とみることできるが、次に尾崎の選挙運動をみる。明治二十四年末には、尾崎、栗原は遅くとも一月早々に帰県し運動を始める、角は近日帰県すると報じられていたが、⁽⁵⁹⁾上述した理由より、一月は『伊勢』以外の新聞より、運動の実態をみたい。『東日』はいう。明治二十五年一月七日、尾崎は選挙区へ出発した。第五区で第一回総選挙の際「頼み切つたる味方」である志摩の森本確也や南牟婁郡の某が同郡の四百票を頼りに出馬するとの「警報」があり、この外にも角利助、高木貞太郎もあり、尾崎は急いで出発した。自身の「城郭」が堅固となれば京都府、奈良県から静岡県を遊説する予定である。⁽⁶⁰⁾森本は、度会郡や同郡宇治山田町を中心とした改進黨系尾崎支援組織・好友会の枢要構成員であり、同会領袖の白井清栄門と共に、明治期尾崎の選挙を支えた。あるいは森本は第一回総選挙以来の尾崎の「同志」であると同時に、有数の大地主であり、三重県内全域に「強い影響力」を有した。⁽⁶¹⁾「同志」森本出馬の「警報」を急遽選挙区へ出発した尾崎は、一月九日選挙区入りをして直ちに運動に着手するが、有志者の出迎えは多くないであろう、と報じられた。⁽⁶²⁾出迎えは多くないと予測する根拠は、尾崎は地価修正問題のため第五区全体で人望を失い、当選は「随分危し」との報道から推察できる。次章で述べる地価修正問題のため当選が

危ぶまれるほど人望を失い、したがって出迎えが多くなかったと推測できる。つまり一月段階では、尾崎が窮地にあつたことがわかる。

さらに二月になると第五区では、尾崎支持者への対立候補による工作があつた。例えば角は二月二日、尾崎の後援会である好友会の領袖である白井清栄門を訪問した。⁶⁵ 竹原は二月九日、英虞郡鶴方村で談話会を行い、尾崎の地価修正派に対する処置について談話し、森本確也は地価修正に道理があることを演説した。⁶⁶ 竹原は鶴方村に入ると森本に連絡をして森本が来場し、少しも「尾崎派の裨将」であることを表わさず主義により私交を害さないことは森本の「心地綽々余裕」あることを知ることができると報じられた。⁶⁷ 前述の如く森本は尾崎の「同志」であり、県内全域に影響力を持っていた。かような人材に尾崎の敵対候補が接近をしていたことが分かる。

『東日』以外の新聞も、一月段階での尾崎苦戦の予想を次のように伝えていた。まず『東朝』、『大朝』ともに、選挙区入りする尾崎への出迎えが少ないことを報じていた。⁶⁸ 『時事』は次のようにいう。反対勢力を挫くには「党内錚錚の人物」を当選させないことであり、互いに敵対党の重立った候補を倒そうとするのが今日の状況である。自由党の河野広中、星亨、大井憲太郎、改進黨の犬養毅、尾崎は競争者が少なくない。尾崎には三・四名の候補者があり「非常なる競争」は避けられないに違いない。⁶⁹ 「錚錚の人物」と尾崎は見なされ、「非常なる競争」を避けられない状況に追い込まれていた。『岐日』は次のようにいう。三重第五区は競争が「最も烈しく」多くの候補者が壮士を擁する中で、尾崎は県下の力士・侠客を雇い自由党壮士に備えている。最近「殺気陰々」として夜間の「暗撃」もあり、犬の首を尾崎の旅宿の門前に曝したものもある。⁷⁰ 「最も烈しく」競争が行われた第五区における党派の対立から、陰惨な妨害行為を受けたことが分かる。ただし飽くまでも党派対立に起因する妨害であり、官憲による干渉ではないことに留意したい。

一月三十一日尾崎は、鳥羽で「併行論の本旨」、「国会解散論」を演題とする演説会を開き、解散論は政府攻撃余すところなく、喝采を浴びた。⁽⁷¹⁾ 解散論が喝采を浴びたという記述より、地租軽減と地価修正とを行う併行論が、一月の段階では受け入れられなかったことをうかがうことができる。あるいは、昨今尾崎は一日五回ほどの演説を行っていると報じる記事の見出しには、「演説ぐるひ」と記されていた。⁽⁷²⁾ 劣勢を挽回するため尾崎が頻繁に演説を行っていたことがわかる。

『大朝』は次のように報じた。第五区では尾崎、角、高木、竹原の何れも「必死となり競争」している。特に尾崎は高木が使用する壮士に対抗するため、地元有力士数名を雇い各町村で演説会を開き「殆ど虚日なし」という状態であり、「紛々擾々已に乱軍の姿」であるという。⁽⁷³⁾ 同記事でも尾崎は演説会を頻繁に行っていることが分かるが、各候補の争いは「乱軍」と評されるほど熾烈であることが分かる。とりわけ尾崎と竹原との争いは熾んであり、竹原の勢力は尾崎にとり侮りがたいと報じられた。⁽⁷⁴⁾ あるいはついに尾崎の落選を思わせる報道もなされた。すなわち、五区の形勢は「略一定」し一人は角が当選し、もう一人は目下竹原、高木、尾崎の競争となり未だ明瞭ではないが「多分」竹原か高木のどちらかが当選するに違いない。⁽⁷⁵⁾ 『大朝』は「争選挙」という見出しを掲げ、次のように報じた。竹原は第五区内各郡地価修正派に推されており、高木と提携し尾崎派にあたっている。演説会で尾崎を攻撃し、尾崎派壮士乱入に備え高木が引率する壮士で護衛している。尾崎方は剣客・力士を雇い外出時は覆面をした壮士を擁し、さらに力士が護衛するなど、維新前後に「浮浪の徒の横行」する様はこうではないかと思われるばかりである。高木方は松阪の剣客村上光賢を招き対抗し、互いに油断がない。あるいは夜中に殴られるものがあり、尾崎の宿の前に犬の首を曝すものがあるなど「殺気を帯びて形勢日に危ふ」い。五区では尾崎・高木両者が鎬を削り、角は両派の旗色をみている。竹原は勝敗に拘らず地価修正論で押し通すので、尾崎派からも連合を望まれており、竹原の運動は「将来望

ある」ものようである。⁷⁶一月の段階では明治維新前後を彷彿させるほどの対立状況であるだけでなく、対立候補竹原に望みをかけるほど尾崎が窮地にあったことが分かる。

しかし二月になると状況は好転する。好転させた一人が尾崎の父行正であることは、次の報道からも分かる。改進黨の「勇将」尾崎は三重県で奔走しているが相手が手強く「勢ひ太だ危ふ」い。父行正は息子の「危急」を聞き選挙人を歴訪し、息子は将来内閣大臣となる、投票をお願いすると遊説している。かような父親をもちたい人は多いだろう。⁷⁷父親の尽力を揶揄する論調ではあるが、行正は役人時代三重県で殖産や教育に尽力しており、その為地方有力者と親しく、有力者は手弁当で尾崎の選挙のために働いており、状況好転の一因とすることができよう。⁷⁸

あるいは尾崎支持者の尽力も、好転の一因と思われる。すなわち、入院中の川口和太郎は選挙が近づき一時退院をして尾崎と会見、その後北牟婁郡有志と打ち合わせ二月四日、五日と尾崎の演説会を開くことにしたが、尾崎はこれら有志の運動により北牟婁郡の「大多数を占むる」こととなったという。⁷⁹

加えて尾崎と地価修正派とを仲裁した人物も、状況好転をもたらしたと推測できる。すなわち、尾崎と地価修正派との協議はいったん破れたが、『三重新聞』社長の仲裁により、政費一千万円減なら併行論、五百万円減なら地価修正単行論と折り合いがついたという、そうであれば第五区形勢は「一変」する、と報じられた。⁸⁰

父親や支持者等の尽力により北牟婁郡で優勢となった尾崎は南牟婁郡に入り竹原樸一の本拠を衝くこととなり、地価修正派と局を結んだとの報により「大に民心を回復した」という。⁸¹あるいは「疾風の勢」で北牟婁郡を「風靡」した尾崎は竹原の地盤南牟婁郡に乗り込み、「幾部分」かが尾崎を推選することになった。⁸²北牟婁郡を抑えた尾崎が、竹原の地盤南牟婁郡にも食い込み始めたこと、地価修正派との何らかの解決が支持回復につながったことが分かる。因みに竹原は先行研究において、南牟婁郡を地盤としており、第二回総選挙では地価修正問題で尾崎を「非推薦」と

し、以後尾崎と「長い確執」があったとされている。⁸⁵⁾

加えて、二月になり地価修正問題解決が尾崎を有利に導いたことは、次の報道からも分かる。二月五日、尾崎は北牟婁郡尾鷲町、船津村、引本村で演説会を開いた。尾鷲町の演説会には聴衆が千名となり、ここで尾崎は併行論、国会解散論とを述べ拍手喝采を受けた。船津村でも国会解散論、併行論を述べたが、とりわけ地価問題では聴衆に「感動の色明らかに其顔色に上りたり」という。⁸⁴⁾一月末には国会解散論で喝采を受けたと報じられていた尾崎が、地価問題でも「感動」させるに至ったことが分かる。

北牟婁郡における選挙協議過程に関する『伊勢』報道からも、局面転回をうかがうことができる。すなわち、一月十六日の協議では尾崎・栗原両名が「至当」とされたが、栗原は第一区に勢力ありとして、尾崎・角両名と決し、高木貞太郎を推すものが六名あった。「今回尾崎氏が演舌の後ち」は、尾崎が地価修正問題の反対者でないことを知り、「暗夜に燈火を看たるとも云ふべき向意」となり、二名を除き尾崎を推すこととし、もう一人は角（五分）、栗原（四分）、高木（二分）となった。⁸⁵⁾二月五日の尾崎の併行論や「今回尾崎氏の演舌」が地価問題に関する誤解を解き「感動」や、「暗夜に燈火を看た」ともいうべき希望を有権者に与えたこと、北牟婁郡では尾崎を候補とすることは当然視され、残りの一人で意見が割れたことが分かる。あるいは、志摩全体の尾崎への感情は併行論により一時は氣遣われた、森本等の「有力家の後援」と併行論の「本旨」や修正派の「調和」により「局面忽ち一変」した、志摩全体の七分は尾崎に向きさらに尾崎に向く「勢ひ」である、高木は二・三分を占めれば十分であり竹原支持はないといわれる、と報じられた。⁸⁶⁾

地価修正問題の解決により「局面忽ち一変」し「勢ひ」を回復した尾崎であるが、投票日が近づくと高木派の巻き返しが始まった。かような点は、次の『伊勢』の報道からも明らかである。北牟婁郡は表面上尾崎を推挙しているよ

うだが裏面からみると高木も「中々勢力あり」、高木派は各所で宴会を開き協議をしている⁽⁸⁷⁾。高木の「勁敵」は尾崎であり尾崎の「勁敵」は高木である、しかし竹原は高木に譲り高木は数百票を上乗せした、また尾崎の敵は高木・竹原にとどまらず「種々の所より種々の手段」により現れ時日が迫ると「敵愈々増加」してきた⁽⁸⁸⁾。高木が巻き返した根拠として、竹原より票を譲渡されたとする指摘が注目される。

投票日が近づき増加し始めた「敵」について『伊勢』は次のように報じた。第五区に尾崎、高木、角、竹原の誰にも属さない「一種特色の別動隊」が生まれ、度会郡や英虞郡を徘徊し戸別に「眇論」、すなわち、今回の選挙では破壊主義の人物や民党の硬骨の人を挙げるな、「殊に尾崎行雄氏」を挙げるな、もしこれらを推さざるを得ない事情があるなら棄権すべきであると説きまわっている⁽⁸⁹⁾。

さらに『伊勢』はいう。二月十二日、度会郡四郷村で政談演説会を開き、尾崎は地価修正を主張した。村上派壮士の「血気派」の批判と尾崎派の抑止とにより演説会は中止・解散となった。同日、同郡宇治山田町での演説会で村上派壮士と尾崎派とが対立し中止・解散となったが、殴打するものがあり、「人殺しの声」があがった⁽⁹⁰⁾。あるいは村上派「血気輩」は仕込み銃や拳銃を携帯し尾崎派有力者に面会し、中には壮士に深夜訪問され警官の尾行が付き、剣客八名を招き非常時に備えるに至ったものもあった⁽⁹¹⁾。

かような壮士の圧力に加え、竹原による高木への票譲渡により尾崎は窮地に立ち、両派の追い込みが始まる。度会郡宮本村は元来角・高木を推すことになっていたが、二月十四日に尾崎を選ぶことになり、高木派は回復しようとして、尾崎派は回復されまいとし徹夜で選挙人に談判し一時は「非常の紛雜を極め」た⁽⁹²⁾。答志郡磯部村では投票日の二月十五日明け方より二名の壮士が村長に面会し「強談」を始め、「暴行にも及び兼ねざる勢」であるため巡査に出張依頼をし投票の際には若者二十名を雇い「万一の防禦」にあてた⁽⁹⁴⁾。二月十五日、尾崎・高木両派運動員は担当の村落へ出張

し選挙人を投票所へ行かせ、両派の「劍客壮士」は投票所へ行く選挙人を「送迎護衛」し、事があれば「相当の防禦」をする態勢にあり「頗る危険の有様」であった。⁹⁵あるいは反対派有力者を訪問し「脅迫に類せる句調」で従わせようとし、黒装束で覆面を用い仕込杖を持ち「地価修正派の反賊」尾崎を選挙することをやめないと「身首所を異にするの日」を覚悟せよといい、一方尾崎派壮士は二月十四日夜より自派に従わせることに勉めた。⁹⁶南牟婁郡木本町・有井村の選挙人の中には、衝突があると不都合として「無関係」の北川矩一に投票したものがあつたという。⁹⁷

かように加熱した「選挙熱」も二月十五日夜になると漸次下降し、壮士は二月十六日には引き上げ、壮士の領袖と呼ばれた村上東洲は二月十七日に伊藤謙吉に面会の上、上京したという。⁹⁸

投票日は二月十五日、三重県第五区の開票日は二十日であつたが、その間『伊勢』で予想記事が掲載された。二月十六日午後四時半、尾崎と角とは「当選の模様」と報じられ、角当選は保証できるが、次に尾崎が「多分」当選とも報じられた。¹⁰⁰十八日以降は得票数が明記されるに至る。南牟婁郡の「確実なる所」によると、竹原二五六票、高木一七九票、尾崎一〇六票、角九二票、北川矩一一票、その他は棄権と報じられた。¹⁰¹棄権票数は不明であるが、竹原から北川までの票数を合計すると六三四票となり、『伊勢』によれば南牟婁郡有権者数は三五六名であるため、「確実なる所」との表現に信憑性はない。開票日前日には、二十日にならないと判然としないがと断りつつ、角一二三五票、尾崎一二〇〇票、高木九二七票、竹原三六〇票と報じられた。¹⁰²開票日翌日、二月二十日度会郡役所で五区の開票が行われ、角一二二票、尾崎一〇七六票、高木八三四票、竹原二八八票、栗原三八票と報じられた。¹⁰⁴あるいは、二月二十日の開票の様は「実に競争の烈しかりし一端」をみるに足るものがあつた、角一二六三票、尾崎一一〇四票、高木八五七票、竹原二九六票、栗原三九票、北川三票、浦田長民二票、小林八八一票、無効二五票、棄権一二二票、尾崎派は凱歌を挙げ尾崎の旅館へ行き民党万歳を祝したと報じられた。¹⁰⁵同記事に掲載された合計票数は、無効・棄権両票を含

め三七一票であり、『伊勢』によれば第五区有権者数は一九八四名であるため、信憑性に疑問が生じるが、後年の資料では、角一二六三票、尾崎一一〇四票、高木八五七票、竹原二九六票、栗原四七票とされている。¹⁰⁶投票日翌日には、角と異なり当選を保証されなかった尾崎であるが、接戦を制し、二位で当選した。『伊勢』の報道通り竹原が高木に票を譲渡していたのであれば、高木が二位当選をしたかもしれないほどの結果であった。

本章より三重県第五区では高知県と異なり、選挙干渉や死傷者が続出する程の党派対立はなかったが、徹夜の説得や脅迫があったこと、一月に苦境にあったものの父親や支持者の尽力、あるいは地価修正問題の解決により二月に状況が好転し尾崎は二位当選となったこと、しかし高木と竹原との協定次第で尾崎当選は微妙であったことが分かる。地価修正に関する尾崎の主張の変化が状況好転をもたらしたが、かかる言論について次章で検討する。

二 尾崎の言論

地価修正問題の解決を始めとする諸要因により二位当選となった尾崎が、いかなる主張を選挙運動の際に行ったかを本章で検討する。前章での演説会演題をみると、尾崎は選挙期間中、主として国会解散論と、地租軽減と地価修正とを同時に行う地租軽減・地価修正併行論（以下併行論）とを述べたことが分かる。以下両論を検討する。

まず国会解散論をみる。明治二十四年十二月中旬、上京した『伊勢』社員に、尾崎は次のように語った。昨日（十二月十二日）監獄国庫支弁案を否決され狼狽している点からして政府には衆議院を解散する勇氣がなく、解散する理由も見えない。¹⁰⁷なお同社員に角利助は、予算査定案等に対する議会の仕打ちは政府の気に入らないため解散し輿論の嚮背を占うに違いない、と述べていた。¹⁰⁸前述の如く新聞で衆議院解散は予想され、角も解散を予測しており、解

散できないとする尾崎の分析は当を得ないものであることが分かる。

明治二十五年一月四日、東京府神田錦町の錦輝館における改進黨の政談演説会では、解散後の民党、特に改進黨議員の運動については是非を仰ぐ為この演説会を催した、聴衆は裁判官であり公明正大な裁判を仰ぎたいと弁士が述べ、尾崎は次のように述べた。選挙の結果吏党は多数を得られない。政府は何故民党だけを解散する「破天荒の新例」を作らないのか。理由のない解散を何度行っても自分は臆さない。¹⁰⁹ 同演説会における尾崎の主張を、『東日』は次のように報じた。「未来の大臣」尾崎が選挙実施には三百万円が必要で三百万円の租税を貸したのと同じである、解散理由が不明であると論じ力んだ辺りは「大出来なり」。¹¹⁰ 前章でみたように尾崎の解散論は喝采を博していたが、民党だけ解散することを求める「破天荒」な主張や、選挙実施費用を租税に譬える点は即妙であるといえよう。つまり尾崎の国会解散論は、「破天荒」で即妙なものであったといえるが、換言すれば次に述べる併行論と異なり、批判されるものでもなかった。

次に尾崎の併行論を検討するが、その前に地租改正論について述べる。明治六（一八七三）年の地租改正条例により創設された地租制度は、地価に税率（百分の三）をかけ算出された地租を全国で収税するものであり、地価算定が問題となった。地租改正過程で決定された地価は実際の価格と関係がなく、各地で地価修正要求が起こった。明治九（一八七六）年、三重県や茨城県で一揆が起こり、税率は百分の二・五に低減された。地租の基準となる地価決定の不公正さを修正する意見である地価修正論が帝国議会開設前後に現れ、初期議会における地租改正論の「支配的地位を占める」ことになった。地租改正論は、明治十年代は地租軽減論、明治二十年代は地価修正論、明治三十年代は地租増徴論となり、地価修正論は明治二十年代に「特有な、代表的な」地租改正論となった。国会においても西日本議員は地価修正に基づき、東日本議員は税率軽減に基づき地租軽減を要求した。地価修正問題は初期議会では、地方間

対立を起こしかねない、喫緊性を帯びた問題でもあった。¹¹⁾つまり第二回総選挙時の西日本では、地域によっては地価修正が求められていたことが分かる。

かような状況下、明治二十五年一月五日、東京府芝公園の弥生館における改進黨政談演説会で尾崎は、地租軽減・地価修正のやむを得ないことを論じ、演説中止となった。¹²⁾尾崎が併行論を述べたことはわかるが、演説中止となった理由は不明である。この尾崎の演説に關し『東日』は次のように報じた。尾崎は地租論を「面白可笑しく」説いた。政府は病人に美しい甲冑を着せようとするものだと叫んだ辺りは「大出来」だが警官により演説中止となった。¹³⁾国会解散論同様即妙な譬えではあること、政府批判をしたとみなされ、演説中止となったことがわかる。

かように尾崎は選挙区入りをする前から併行論を述べていたことがわかるが、地価修正を求める意見が三重県では強¹⁴⁾く、前述の如く尾崎の併行論は地価修正に反対するものと認識されていた。¹⁵⁾このため前述のように、選挙区入りをする尾崎を歓迎する雰囲気になかったと思われる。

因みに国会開設前に尾崎は、次のように地租軽減を求めている。国家の為には増税をして運輸、軍備、教育等を充実させるべきであるが、現在の国民は貧しいので減税をして国民を富ます政策をすべきである。地租軽減により国を富ませることが「今日の急務」である。現在の「争奪世界」の中で独立を守ろうとすれば軍備充実が必要であるが、貧しい今日軍拡はできない。国が富んだら軍拡をすべきであり、国を富ますには地租を減らし農民の負担を軽減すべきである。地租減少により生じる歳入不足は経費節減の一法があるだけである。その為の経費節減策は、官吏を減らすこと、急用でない土木費をなるべく使わないこと、軍拡を見合わせることである。条約改正により税権を回復すれば関税が増大し、地租を軽減できる。¹⁶⁾地租軽減を運輸、教育等の内政面だけでなく、「争奪世界」への対策や条約改正といった外政面からも求めている点に注目したい。

明治二十四年になると尾崎は、次のように併行論を求めていた。殖産興業により富国を実現しようとすれば減税以外にない。列国は富強を競っており民力休養により「列国と抗衡」する必要がある。監獄費国库支弁等は多少民力休養に実効がないわけではないが、地価修正・税率軽減併行に比べればその利害は同日の論ではない。併行は民力休養の「最良手段」であり、これにより地租を軽減すれば国力振興にどんな影響を及ぼすだろうか。「余輩の目的」は地価修正で五百万円、五厘の税率軽減で五八六万円、合計一〇八六万円の地租を軽減し「大に国力振興の基」を開くことである。¹¹⁾殖産興業による富国実現といった内政面や、「列国と抗衡」するための外政面から「最好手段」としての併行論を「余輩の目的」と断じている点に留意したい。

かような尾崎の併行論が、選挙期間中に如何に展開されたかを『伊勢』に掲載された評論や記事からみる。尾崎は、同紙二月十一日付附録「第五区候補者 尾崎行雄氏の意見」で次のようにいう。併行論は（地価修正）単行論の二倍の地租軽減となるのに、三重県民は地価修正のみを希望する。併行論と単行論との利害は明白であり、全国各府県の地価修正論者は大体併行論に加担している。しかし単行論を全国や三重県の輿論とするのは何故か。年々剰余金は千五百万円あり、地価修正に五百万円、地租五厘減のために五八六万円を控除してもなお四百万円以上の剰余があり、併行するには十分な金額である。これは私見ではなく改進黨・自由両党も同じである。三重県では自由黨員でありながら併行論を言うべくして行うべからざるものとするものがあり、自由主義者でありながら併行論を「瞞着説」であるとして「讒謗」するものがある。単行論は実行し難いが併行論は実行しやすいこと、その為の剰余金もあること等を確信し単行論ではなく併行論を主張する。つまり、従前の尾崎の地租軽減論や併行論が内・外政両面から述べられていたことと異なり、併行論の実現性を数字に基づき説明しているに過ぎないことがわかる。

二月になると地価修正問題をめぐる局面が変わったことは前章で述べたとおりであるが、地価修正を巡る尾崎の微

妙な立場は、『伊勢』に掲載された広告や記事からもうかがうことができる。発行停止が明けた二月三日、四日、六日、『伊勢』一面トップに、二月二日付の地価修正委員会惣代名義により、次のような特別広告が掲載された。尾崎が送ってきた地価修正に対する意見によると地価修正問題に不利益にならないことが判明したことを、各郡地価修正委員と第五区選挙人に告げる。

右の広告からも二月になると、尾崎と地価修正派との和解が成立したことを推測することができるが、この間の事情を『伊勢』は次のように報じた。尾崎の地価修正に関する主張は三重県輿論と齟齬するとして地価修正委員が尾崎の下へ数回往復した。かつ、政費節減により剰余金が千万円以上になれば地価修正に五百万円、残額で税率軽減なら非地価修正派も反対しない、もし剰余金が五百万円とすれば全て地価修正に使い税率軽減は他日とするか、それとも併行論か、と尾崎に照会した。二月一日、尾崎の代理が地価修正派総代人代表者木村誓太郎に面会し、政費節減により剰余が一〇八〇万円となり併行の見込みがあるが、万一剰余金が半減したならばまず地価修正を行い税率軽減は他日とする、これは自分の「従来持論」である、と返答した。これにより衝突はなくなった、と木村より伝えられた。尾崎は地価修正派の同意を得たのである。¹⁸尾崎は地価修正派の同意を得たこと、尾崎の併行論は剰余金半減ならば地価修正を行い税率軽減は他日とする、いわば条件付併行論へと変化しており、しかも前章で述べた『三重新聞』社長の仲介ラインに沿っていることに留意したい。同時に前述の如く尾崎は従来併行論を主張しており、条件付併行論は「従来持論」とはいえないことに注目したい。このため後述のように尾崎の条件付併行論は、地価修正派から「一時ノ手段」に過ぎないと疑問視されることになる。

尾崎と地価修正派との和解が以後、特別広告や報道記事で報じられる。『伊勢』に二月八日より三日連続で第五区有志者名義により、地価修正委員と尾崎との紛議は二月三日付『伊勢』、『三重新聞』両紙に明記されているように「全

く氷解」して双方の調和が成ったことを第五区選挙人に告げる、との特別広告が連載された。あるいは『伊勢』報道記事で次のように報じられた。二月三日の記事、同日あるいは二月九日以来の特別広告からもわかるように、尾崎と地価修正派とは「全く調和」したが、今でも双方の感情を損なう風説を伝えるものがある。元来尾崎の主張は剰余金が一〇八〇万円以上なら併行論、半減なら地価修正先行論であり、修正派と「全く相一致」していた。浮説に惑わされるのは選挙人の為に「深く惜しむ」。第五区選挙人は一昨日来の特別広告を見て尾崎は地価修正派であることを知ることが「肝要」である。¹⁹ 同記事でも、仲介ラインに沿った条件付併行論への変化が指摘されていることに注目したい。また元来尾崎は併行論を主張しており、条件付併行論は二月になってから説かれたものであることを改めて強調したい。

投票日直前や投票日にも特別広告は続く。『伊勢』明治二十五年二月十二日から三日連続、二月十二日付竹原樸一名義で、次のような特別広告が連載された。尾崎は地価修正に不利益とならないとして尾崎への攻撃を取り消すとの広告は惣代三名中木村誓太郎のみの速断であり、残り二名の福地次郎と自分とは木村より通知を受けただけである。尾崎は依然として併行論であることは『伊勢』二月十一日付附録より明らかである。三重県地価修正委員と第五区選挙人に謹告する。同様の特別広告が同紙二月十二日、十三日にも第五区内有志者名義で掲載された。地価修正に關し修正派の希望に背き三重県下の「民心ヲ衝動」した尾崎は地価修正委員と調和したとの広告が出た。しかし尾崎は併行論を唱え、併行でなければ修正はできないとまで明言し、三重県民の地価修正意見に齟齬している。併行論やこれまでの言動より尾崎を地価修正論者と認めることはできないし、三重県内での攻撃を避けるための「一時ノ手段」ではないかと疑う。「尾崎氏ノ如キ」は修正問題にとり安心できない。第五区選挙人は注意せよ。つまりいずれの特別広告も、尾崎の主張は一時的な攻撃回避の為の「手段」にすぎないとして注意を呼び掛けていることがわかる。

これらの特別広告に対し、尾崎支持者の反論が述べられた。例えば二月十三日、十四日連続で第五区有志者名義の特別広告が『伊勢』に連載された。二月十二日付竹原の広告は「事実大相違」であり尾崎と地価修正委員とが調和したのは「疑フベカラザル事実」である。竹原の広告は尾崎を傷つけ投票を割こうとする「一時ノ手段」に外ならない。選挙人は「卑劣手段」に迷わないことを希望する。あるいは二月十二日、十四日、投票日当日の十五日、第五区有志者名義で『伊勢』に特別広告が掲載された。尾崎と地価修正委員との対立は氷解したが、自薦候補、一部村長とその配下等の「卑劣漢」が尾崎を中傷し、事実無根の広告を行い尾崎への投票を断とうとする。選挙人は「民党仮面ノ代議士」を選び後悔しないよう忠告する。いずれの特別広告も、地価修正派との和解を指摘し、和解を否定するものを「卑劣」と難じている。

特別広告における、かような論争を掲載した『伊勢』は、投票日翌日、次のように総括した。木村誓太郎は地価修正派惣代として尾崎の地価説を承認し、竹原樸一は地価修正派代表として尾崎の地価説を排斥し、木村の専断として広告した。尾崎は地価修正派の同意を得たか否かは「一奇観」を呈し「近來の変象」といわざるを得ない。¹⁹⁾ 同紙が、尾崎は修正派の同意を得たとする主張に懐疑的であることが分かる。

次に三重県内の候補者の主張をみる。前述したように第五区での出馬が取沙汰されていた栗原亮一は、言論・出版・集会の自由、選挙権拡張、地方制度改正、北海道改革、教育制度改正、陸海軍拡張、税権回復を主張した後次のように述べた。諸君が「最も希望」するのは地価修正であり、地価修正は「天下の正論」である。一四五万円の剰余金があるのなら地価修正だけでなく地租軽減もできる。²⁰⁾ 尾崎同様栗原も剰余金を根拠に併行論を述べていること、尾崎と異なり地価修正以外の諸問題に言及していることが分かる。

栗原と第一区で争っていた牛場卓造は、次のような主張をしていた。政党内閣は実際にはまだ早い、政党内閣で

はない以上内閣が予算案で譲歩しないのは「実に始末のつかないこと」である。利害のある大問題である鉄道案を急に提出するのは「大なる誤り」である。地価修正は政治・徳義・道理上断行すべきであり、これに内閣が反対するのは理解しがたい。¹²² 牛場は地価修正断行を求めるだけでなく、地価修正以外の問題にも言及していることがわかる。

角利助同様、地価修正に熱心に取り組んだ天春文衛は、松方内閣の解散理由に反論し衆議院解散は輿論を試みるものの、国民の審判を求めるものと述べた後、次のように地価修正問題に言及した。地価修正は国民の地租負担を公平にする「実に公明正大の方法」である。政費節減により地価修正・地租軽減、ひいては民力休養をもたらし、国家の進歩を図る。解散は「代議政体の花」であり輿論の力はこれから発達する。¹²³ 地価修正への取り組みから他県人から「第二の佐倉惣五郎」と称された天春でさえ、地価修正以外の問題に言及している。加えて尾崎や栗原同様、天春も併行論を求めていることに留意したい。

自由党員であり、第三区で選挙活動を行った石井四郎は冒頭、有権者は裁判官であり公明正大な判決を行うべきであると述べた後、各区の予想を述べ民党支持を求めたが、五区、三区について次のように主張した。五区は、角利助は政党员でないので「落第を可」とする。竹原様一は一定の主義がない「筒井順慶主義」であり自分は「大に嫌ふ」。高木貞太郎は自由党員であり議員として「至当」である。尾崎は改進黨で「錚々の人」であり、今回は民・吏両党の戦いなのでこの人を選ぶのが「至当」である。国会議員を地価修正に熱心か否かで問うべきでない。三区で木村誓太郎、久松義典、自分は候補を譲ったのでこの三名への投票は無効である。¹²⁴ 天春文衛は地価修正に「非常の熱心者」なので自分は候補を譲った。今回の選挙では全国で民党を選出すべきである。¹²⁵ 石井は政党员か否かで各候補への評価を下すのであるが、地価修正で評価を下すことを戒めることにより、地価修正問題で批判されてきた尾崎を擁護している点に注目したい。因みに特別地価修正法案が衆議院を通過した翌日に、「方今の一大問題」であり「全国家の利害」

である鉄道問題を政争にしないことを求める社説があらわれた。¹²⁶ 同社説より、地価修正問題は全国的な課題でないことが分かり、石井の評価は首肯しうるものであることが分かる。

右の諸候補の主張より、地価修正問題に焦点を絞った尾崎の主張が際立つが、かような尾崎への賛否両論が『伊勢』に寄せられた。まず批判をみる。同紙に次のような投書が寄せられた。地価修正は三重県だけでなく全国に関係する問題であり、代議士は地価修正成立に尽力すべきである。しかし第一回帝国議会以来尾崎は地価修正に反対してきたが、衆議院解散後選挙区入りをすると県内の攻撃にあい再選のため「分疎」した。「単に一笑を買ふ」にすぎない。攻撃され「狼狽驚怖」し、攻撃を避けるために選挙区民を「瞞着」し再選を狙う手段に出たが、再選のため「地価修正単行論の如き面」を付けただけではないか。他日併行論を唱えることがないと保証できようか。第五区選挙者が「狡児の策」に陥らないよう訴える。¹²⁷ 地価修正問題で攻撃され「狼狽驚怖」した結果単行論の仮面をつけ「瞞着」したとして、尾崎を批判している。前述のように二月になり尾崎は条件付併行論へと転じたのであり、「単行論の如き仮面」を付けたとの批判は当を得たものであるといえる。

かように地価修正問題での尾崎の変化を批判する投書があった一方、次のような尾崎擁護論もあった。かつて第五区選挙人は「殆んど全区の輿望」により尾崎を推したのに忽ち見捨てようとするのは「輕拳」である。主義・徳操に背くのであれば代議士を不信任して良いが、社会問題が起き議会に法案が出されるたびに進退を決められては、代議士は地方有志に弄されることになり、神聖な議会は「狡猾者流の争利場」となるだろう。尾崎は「民党の硬骨」であるのにその声望が軽微なのは地価修正に同意しないためだといわれる。地価修正は三重県の輿論であり自分の希望だが「国民多年の宿望」に比べれば「九牛の一毛」にすぎない。国家多事の時に「単に地価修正」という地方に偏った問題で代議士の進退を決めることに同意できないし議会制度の本旨でない。五区の選挙人は「一時の流言」により尾

崎を非難するに過ぎないのだろうが、尾崎の併行論は修正論の敵ではなくむしろ「同伴」である。今回の尾崎への「中傷の起原」は、地価問題を奇貨として「野心を包蔵する狡兎」か、地価修正に熱中し国家を顧みない「井蛙輩の誣言」であると信じてるので黙止できず所見を述べ、尾崎の為に弁疎する¹²⁸。地価修正問題を地方問題として重大視せず、尾崎を擁護するのである。

本章より、選挙期間中の尾崎は衆議院解散論の外に地価修正問題に言及をしたこと、尾崎以外にも併行論を述べた候補者はいたが尾崎は集中的に批判を浴びたこと、しかるがゆえに尾崎は条件付併行論へと転じたことが分かる。地価修正問題は全国的な問題とは言えないものの三重県では重大視され批判が集中し、尾崎は条件付併行論への変化を余儀なくされた。栗原や天春も併行論を求めていただけに、尾崎への批判は注目される。

結び

日本憲政史上初の衆議院解散を受けた第二回総選挙で、高知県を始めとする一部地域では松方内閣の意を受けた官憲による選挙干渉が行われ、党派間の対立により死傷者が続出した。三重県ではさほどの干渉はなかったが、地価修正問題が重視され、同問題に反対しているとみなされた尾崎は批判を浴びた。他にも併行論を主張した候補がいたが、尾崎は集中的に批判され、弁明に終始した結果、二回目の当選を果たした。

後年尾崎は、第二回総選挙を次のように回顧する。自分の併行論が地価修正に反対するものとされ、不人気となった。ある寺で演説をすると暴漢が抜刀して躍り込み、警官が演説会を解散した。しかしこの演説のため地価修正に関する誤解が氷解し、俄然「形勢一変」した。¹²⁹「演説ぐるひ」と評されるほど演説を行った尾崎であるが、「形勢一変」

をもたらしたのは父や支持者等の尽力であり、併行論から条件付併行論への変化であった。

第一回総選挙の際尾崎は、条約改正論に関し持説を曲げていたが、⁽¹³⁰⁾同様に第二回総選挙でも地価修正問題で主張を変化させ、二回目の当選を果たした。

【注】

- (1) 鳥海靖「明治二十五年選挙干渉事件」(『国史大辞典 第十三巻』(吉川弘文館、平成六年五月一日)所収) 七四〇―七四一頁。
- (2) 例えば深谷博治『近代日本歴史講座 第四冊 初期議会・条約改正』(白揚社、昭和十五年二月十日)では、「民党候補弾圧」のため「壮士取締令の異名」をもつ予戒令が發布され、選挙干渉の結果「各地に流血騒ぎ」が起ったとしている(二二八頁)。
- (3) 末木孝典『選挙干渉と立憲政治』(以下末木書)(慶應義塾大学出版会、二〇一八年七月十四日)。
- (4) 同右、五頁、三〇〇頁。
- (5) 『三重県史 通史編 近現代1』(三重県、平成二十七年三月三十一日) 一二七頁。
- (6) 阪上順夫「尾崎行雄の選挙―世界に誇れる罌堂選挙を支えた人々」(和泉書院、二〇〇〇年三月二十八日) 一三頁、六六頁。
- (7) 渡辺穰「研究ノート 明治期における尾崎行雄の選挙(一)―好友会の盛衰―」(『法政史学』第七十号(平成二十年九月)所収) 五一―五二頁。
- (8) ただし上野利三は「日本初期選挙史の研究―静岡・三重編―」(和泉書院、二〇〇九年十二月二十日)で、三重県で「最も選挙干渉の激しかった」尾崎と評している(一九七頁、注(3))。また上野は尾崎の「選挙戦の一端」を阪上順夫・上野利三「研究ノート 尾崎行雄の選挙実態報告(1)」(『松阪大学 地域社会研究所報 第一〇号(開設一〇年記念特集号)』(一九九八年三月)所収)、同「研究ノート 尾崎行雄の選挙実態報告(2)」(『松阪大学 地域社会研究所報 第一一号』(一九九三年三月)所収)で述べたとしている(同頁)。両論文は、日本全国に展開された尾崎の後援会・罌堂会の名簿、尾崎後援者の経歴が詳細に紹介した力作である。なお前者でも尾崎は、「選挙大干渉」や翼賛選挙などで「反体制の候補者として抑圧される苦しい立場にあった」と位置付けられている(九九頁)。
- (9) 阪上前掲書、六六一―六八頁。
- (10) 伊佐秀雄「尾崎行雄伝」(尾崎行雄伝刊行会、昭和二十六年十月二十日) 四四七―四四八頁。伊佐「尾崎行雄」(文苑社、昭和二十二年十一月十日)は「尾崎行雄伝」の骨子となった伝記であるが(八頁)、明治政府の「大干渉」や「官民の抗争」で死者二十五名、負傷者三八八名の「流血の惨」となったこと、改革派の「闘将」とみなされ政府側の「攻撃的」となったことなどを指摘し、「今日では想像もできない悪戦苦闘」をしたが「辛ふじて当選」したとしているが(五五―五六頁)、地価修正問題に言及していない。伊佐「新装版 尾崎行雄」(吉川弘文館、平成四年十一月二十日)でも「悪戦苦闘、辛うじて当選」と「尾崎行雄伝」と同様の記述がなされているが(七七―七九頁)、地価修正問題への記述はない。
- 沢田謙は、勸諭議員というあだ名や地価修正問題で「非常な不評判」、「まるで不人気」であったとし、町村長や選挙参謀長

- の反対、宿屋や演説会場を貸してもらえないこと、豚の生首による定宿への営業妨害を指摘し、「悪戦苦闘」の末「やつと当選」したとしている(尾崎行雄伝(上巻))。尾崎行雄記念財団、昭和三十六年一月一日、二一八―二二〇頁。沢田は尾崎の自伝を所収した『尾崎夢堂全集 第十二巻』(公論社、昭和三十年六月一日)の「解説」を書いている(凡例)(尾崎夢堂全集 第一巻)(公論社、昭和三十一年二月一日)所収)。以下同全集を『新全集』と表記する。
- (11) 石田正一「絵本 憲政の父 尾崎行雄の生涯」(尾崎行雄記念財団、第三刷・昭和五十八年七月二十一日)三八―三九頁。なお夢風会「憲政の父 尾崎行雄の生涯」(奥付なし)も一八頁に、同様の文章と挿絵を掲載している。
- (12) 川越智子「漫画 尾崎夢堂」(尾崎行雄を全国に発信する会、平成六年五月一日)一〇―一一頁、一一三―一四頁。
- (13) 尾崎行雄『学堂回顧録』(実業之日本社、大正二年十二月八日)一〇―一三頁。もともと尾崎行雄『孕翁自伝(三)』(改造)昭和二十六年三月号)では、勅諭議員といわれ「苦境」に立ったことは述べても、地価修正問題には言及していない(一〇二頁)。
- (14) 尾崎行雄『民権闘争七十年』(読売新聞社、昭和二十七年五月三日)八七頁。第二十五回総選挙は昭和二十七年十月一日に実施されている。
- (15) 尾崎行雄『夢堂自伝』(夢堂自伝刊行会、昭和十二年二月二十日)一六四頁。戦後の自伝でも同様の記述がなされている(尾崎行雄『夢堂自伝』(大阪時事新報社出版局、昭和二十二年八月二十日)一六四頁)。
- (16) 「本社新聞の解停」(『伊勢』明治二十五年二月三日)。なお上野利三は、『伊勢』は明治二十五年一月は「欠刊」としている(前掲上野『日本初期選挙史の研究』静岡・三重県編一、一七四頁)。
- (17) 以上、帝国議会開会から第二回総選挙までは、衆議院・参議院編『議会制度百年史 帝国議会史 上巻』(大蔵省印刷局、平成二年十一月)二六頁、三八頁を参照のこと。
- (18) 小山博也「第四代 第一次松方内閣(自 明治二十四年五月六日 至 明治三十五年八月八日)―選挙大干渉で揺れ動いた内閣―」(『日本内閣史録 1』(第一法規出版、昭和五十六年八月二十日)一八六―一九〇頁)。
- (19) 坂野潤治「大系日本の歴史⑬―近代日本の出発―」(小学館ライブラリー、一九九三年八月二十日)二二―二三頁。
- (20) 川人貞史は、民党壮士団と警察との衝突が各地で起こり、全国で死者二十五名、負傷者が三八八名生まれたとしている(日本政党政治 1890―1937 議会分析と選挙の数量分析)(東京大学出版会、一九九二年十月二十日)七七頁。富田信男は、県・郡属、収税吏、警官の干渉に関する高知県第二区についての田中貞太郎の回想を引用した上で、「選挙戦は壮絶をきわめ、流血の惨事もしばしば起こり」、死者二十五名、負傷者三八八名が生じたとして、選挙干渉が死傷者を出したことを示唆して

- いる「富田信男」第一章 尾崎行雄―その政治理念と行動」（相馬雪香・富田信男・青木一能編著『罌堂 尾崎行雄』（慶應義塾大学出版会、二〇〇〇年八月一日）所収）二〇―二三頁。
- (21) 末木書、二四五―二四六頁。
- (22) 社説「先づ難問題を提出を」（明治二十四年十一月二十八日）。
- (23) 社説「政府と議会との衝突」（明治二十四年十二月四日）。
- (24) 社説「議会の成行如何」（明治二十四年十二月十三日）。
- (25) 社説「予戒令」（明治二十五年一月三十日）。
- (26) 例えば『伊勢』は次のように報じた。竹中靖明の死体は警官の検証を終え仮埋葬された。二月二日、高知県地方裁判所予審判事は、竹中の死体を掘り出し十分に検証した。同判事は、警官の予防力が及ばないはずがない、警官の「不注意」は到底免れないという意見といわれる（「死体の検証を再びす」、明治二十五年一月四日）。
- 『東朝』は、高知県知事の上申電報を引用する形で、一月二十日、竹中正名が演説中に刺され一時間後に絶命したと報じた（「演説会殺人事件」、明治二十五年一月二十六日）。
- 『大朝』は、竹中正明が演説中「政府党の人」に刺殺されたと報じ（「弁士殺さる」、明治二十五年一月二十四日）、同日社説で次のように評した。高知の弁士殺害等の「蛮習」を立憲政体は容れられるのか。政務の重任にあたるものが「無頼の壮漢」を放って恥じないのは国家の為に「痛嘆」に耐えない（社説「暴」。あるいは同紙は竹中の経歴を説明した後、一月二十一日演説場で腹・背部を刺されそのまま絶命した、警官は混雑の中で手が行き届かなかつたのか下手人を取り逃がし、一月二十三日まで手掛かりがないと報じた（「弁士殺人事件の詳報」、明治二十五年一月二十八日）。
- (27) 以上、高知二区における選挙干渉については、末木書、六一―六四頁、六七頁、七〇―七二頁、七五頁、八一―八二頁、八四―八五頁を参照のこと。
- (28) 末木書によれば、一月二十九日、高岡郡斗賀野村で、死亡したのは山崎卯子、前野辰吉の二名である（七三頁）。
- (29) 「高知県下の政熱沸騰」（明治二十五年一月二十九日）。
- (30) 「高知県自由国民両派の現景其他」（明治二十五年二月三日）。
- (31) 「妖気漠々」（明治二十五年二月四日）。
- (32) 川島亨一郎は旧立志社出身であり、国民派との軋轢があった。川島は脇腹に刃傷、川島の義姉は腰に散弾傷、川島の長女は指に散弾傷を負った（末木書、七二頁）。

- (33) 『東朝』では、幡多郡小筑紫村で国民派壮士菊池義三郎が自由派壮士を切り自殺した、憲兵曹長が検証に着手した、と報じられた(「他を研りて自ら死す」、明治二十五年二月七日)。
- (34) 「議員と高利貸」(『伊勢』明治二十四年十二月二十八日)では、十二月二十五日に解散の勅語があり、高利貸を訪問する議員があるなど、早くも交渉を始めたものがある、と報じられている。
- (35) 例えば「時事」は、各派議員は既に帰郷したものが多く、と報じている(「自由党の前代議士帰国する者六十余名」、明治二十五年一月六日)。
- (36) 「又始れり会費十銭の懇親会」(同右紙)。
- (37) 「議員選挙と地方新聞紙」(明治二十五年一月二十日)。
- (38) 「秘密の運動」(明治二十五年一月二十二日)。
- (39) 「宮城県第五区当選者」(『東朝』明治二十四年十二月十日)。
- (40) 「解散後の各政党」(『伊勢』明治二十四年十二月二十八日)。
- (41) 「探偵尾崎犬養二氏の跡を追ふ」(『東日』明治二十五年一月九日)。
- (42) 「議会展散後選挙競争」(『東日』明治二十四年十二月二十五日)。
- (43) 「東京日々新聞の吹聴」(明治二十四年十二月二十七日)。
- (44) 「三重県代議士候補者」(『時事』明治二十五年一月二日)。
- (45) 「三重県選出の模様」(『岐日』明治二十五年一月二十八日)。
- (46) 拙稿「第一回総選挙と尾崎行雄」(『平成法政研究』第二十四巻第二号(二〇二〇年三月二十日)所収)を参照のこと。
- (47) 「北牟婁郡の意向」(明治二十五年二月三日)。
- (48) 「特別広告」(明治二十五年二月六日、七日)。
- (49) 「広告」(明治二十五年二月七日)、「特別広告」(明治二十五年二月八日)。
- (50) 「広告」(明治二十五年二月七日、八日、九日)。
- (51) 「広告」(明治二十五年二月十一日)。
- (52) 前掲上野『日本初期選挙史の研究—静岡・三重編』、二一四頁。
- (53) 「特別広告」(明治二十五年二月十二日)。
- (54) 「第五区同人員町村別」(明治二十五年二月九日)。なお同記事では鶴方村有権者は四九五名となっているが、同郡有権者合

計の百四名から、同村以外の有権者合計を引くと、四十五名である。

- (55) 「特別広告」(明治二十五年二月十五日)。
 (56) 「特別広告」(明治二十五年二月十一日、十二日、十三日)。
 (57) 「広告」(明治二十五年二月十一日、十二日、十三日)。
 (58) 「広告」(明治二十五年二月十三日、十四日、十五日)。
 (59) 「栗原、尾崎、角三氏の帰県」(『伊勢』明治二十四年十二月二十八日)。
 (60) 「尾崎行雄氏」(明治二十五年一月八日)。
 (61) 森本に關しては、渡辺穰(史料紹介) 森本確也宛尾崎行雄書簡紹介(『法政史学』第六十八号(平成十九年九月)所収) 五七頁、五九頁、田中麻愛・渡辺穰「研究ノート 明治期における尾崎行雄の選挙(一)——第七回総選挙の諸相」(『法政史学』第六十九号(平成二十年三月)所収) 七一頁を参照のこと。
 (62) 「尾崎行雄氏(八日午後津発)」(明治二十五年一月九日)。
 (63) 「三重県第五区の候補者(九日正午山田発)」(明治二十五年一月十日)。
 (64) 前掲渡辺「史料紹介」 森本確也宛尾崎行雄書簡紹介、五七頁。
 (65) 「角利助氏の近況」(『伊勢』明治二十五年二月四日)。
 (66) 「竹原樸一氏の政談演説と談話会」(同右紙、明治二十五年二月十二日)。
 (67) 「森本氏紳々たり」(同右紙)。
 (68) 「尾崎行雄氏の運動」(『東朝』明治二十五年一月九日)、「尾崎氏と選挙区」(『大朝』明治二十五年一月十日附録)。なお前者は尾崎の選挙区入りを一月九日、後者は一月八日としていた。
 (69) 「重立たる候補者の苦戦」(明治二十五年一月二十日)。
 (70) 「三重県候補者の競争」(明治二十五年一月二十九日)。同様の報道を『東朝』も行っている(「三重県候補者の競争」、明治二十五年一月二十七日)。もっとも尾崎自身は、青竹に刺した豚の首を選挙参謀長が経営する宿屋の入り口にたてられた(前掲「罌堂自伝」、一六〇頁、前掲「日本憲政史を語る(上)」、一三五頁)としている。
 (71) 「尾崎氏の演説会」(明治二十五年二月三日)。
 (72) 「尾崎氏の演説ぐるひ」(『大朝』明治二十五年一月二十二日)。同様の報道を『東朝』も行っている(「候補者の競争」、明治二十五年一月二十一日)。

- (73) 「已に乱軍となれり」(明治二十五年一月二十三日)。
- (74) 「三重県の三候補者」(『大朝』明治二十五年一月二十六日)。
- (75) 「三重県第五区の政況」(『東朝』明治二十五年一月二十八日)。同様の報道を同日の『大朝』も行っている(「三重県第五選挙区」)。
- (76) 「争選挙」(明治二十五年一月二十八日)。
- (77) 「選挙笑報 内閣大臣の候補者」(『大朝』明治二十五年二月四日)。
- (78) 前掲「尾崎行雄伝」四三〇頁。
- (79) 「北牟婁郡有志の運動」(明治二十五年二月五日)。
- (80) 「尾崎行雄氏」(『大朝』明治二十五年二月三日附録)。もともと『大朝』明治二十五年二月三日付は、次のように報じていた。五区では尾崎と地価修正派との間の仲裁に尽力するものがあつたが、折り合いがつかず談判は破れた。全県下修正派は挙つて尾崎に反対することに決め、その旨を新聞に広告するに至つた。尾崎の「苦戦思ひ遣るべし」(尾崎行雄氏と地価修正派)。
- (81) 「南紀に於ける尾崎行雄氏と有志者」(明治二十五年二月七日)。
- (82) 「南牟婁に於ける尾崎行雄氏」(明治二十五年二月十一日)。
- (83) 前掲田中・渡辺「研究ノート 明治期における尾崎行雄の選挙(一)——第七回総選挙の諸相——」、七五頁。
- (84) 「南紀に於る尾崎氏」(明治二十五年二月九日)。
- (85) 「北牟婁郡選挙者の向意」(明治二十五年二月九日)。
- (86) 「志摩全国選挙人の模様」(明治二十五年二月十一日)。
- (87) 「北牟婁郡に於ける尾、高の勢力」(明治二十五年二月十三日)。
- (88) 「尾崎、高木両氏の勢力」(明治二十五年二月十四日)。
- (89) 「本区一種の別動隊を生ず」(明治二十五年二月十四日)。
- (90) 「尾崎行雄氏の政談演説会を中止」(明治二十五年二月十五日)。
- (91) 「壮士の横行」(同右紙)。
- (92) 投票日当日の報道では、第五区一位は角、二位は尾崎か高木であるが、竹原が譲つたため高木に「望みあるべき乎」と予想された(「本区の形勢」(同右紙))。
- (93) 「宮本村の紛雜」(明治二十五年二月十七日)。

- 〔磯部村の紛擾〕(同右紙)。 94
- 〔度会郡第二部の模様〕(同右紙)。 95
- 〔壮士入込みたる場所〕(同右紙)。 96
- 〔木本投票所〕(明治二十五年二月十九日)。 97
- 〔壮士同区を引揚ぐ〕(同右紙)。 98
- 〔角、尾崎両氏勝たん〕(明治二十五年二月十七日)。 99
- 〔六区の勝敗如何〕(同右紙)。 100
- 〔第五区中南牟婁郡投票の予報〕(明治二十五年二月十八日)。 101
- 前掲「第五区同人員町村別」。 102
- 〔四候補者の得票数予算〕(明治二十五年二月十九日)。 103
- 〔第五区選挙の開票〕(明治二十五年二月二十一日)。 104
- 〔第五区開票日の景況〕(明治二十五年二月二十四日)。 105
- 〔衆議院議員選挙の実績―第1回―第30回―〕(公明選挙連盟、昭和四十三年三月一日) 一九〇頁。 106
- 〔第五区 二代議士の談話〕(明治二十四年十二月十六日)。 107
- 同右。 108
- 〔「昨日における改進黨の演説」(時事) 明治二十五年一月六日〕。 109
- 〔隈伯党の演説会〕(明治二十五年一月五日)。 110
- 黒田展之『天皇制国家形成の史的構造―地租改正・地価修正の政治過程―』(法律文化社、一九九三年六月二十日) 二二―三九頁、二九八―二九九頁、『国史大辞典 第九卷』(吉川弘文館、平成五年十一月一日)の「地価修正問題」(三三三頁)、「地租改正」(四一三頁)、「地租軽減運動」(四一六頁)、前田亮介『全国政治の始動―帝國議會開設後の明治国家』(東京大学出版会、二〇一六年五月二十三日) 六三―六四頁を参照のこと。 111
- 〔改進黨の演説、中止解散〕(時事) 明治二十五年一月六日)。 112
- 〔第二回隈伯の演説会〕(明治二十五年一月六日)。 113
- 例えば大隈重信は『伊勢』社員に、地価修正問題と三重県との關係を次のように語っていた。自分は併行論を望むが地価修正問題は公平になすべきであり、三重県のように「牛耳を執るの地位」にあるものは十分な運動を試み好結果を得ることを望む。 114

- む〔大隈伯の所見〕〔『伊勢』明治二十四年十二月二十二日〕。
- 115 「伊勢」は社説の中で次のように地価修正論を主張していた。「或る議員」は地租軽減と併行できなければ修正論に賛成しないという。自分は素より併行論を望むが、やむを得なければ全力を地価修正に尽くすことを勧告する（「地価修正論の勢力」、明治二十四年十二月十日）。「或る議員」は尾崎を指すものと解釈でき、かような表現から三重県で尾崎は併行論の代表と捉えられていたことが分かる。
- 116 尾崎行雄「通俗地租改正私議」〔『新全集』第二巻〕一九一―一九二頁、一九六頁、二〇六―二〇七頁、二一四頁、二一七―二一九頁。同書は明治十八（一八八五）年七月に出版された（一八八頁）。
- 117 尾崎行雄「経費節減案」〔『新全集』第四巻〕一七三―一七六頁。
- 118 「尾崎氏と地価修正派の調和」〔明治二十五年二月三日〕。
- 119 「木村氏と竹原氏の確執」〔明治二十五年二月十六日〕。
- 120 「第一区候補者 栗原亮一氏の演説」〔『伊勢』明治二十五年二月四日附録〕。
- 121 「第一区候補者 牛場卓三氏の演説」〔同右紙、明治二十五年二月三日附録〕。
- 122 「第三区候補者 天春文衛氏の演説」〔同右紙、明治二十五年二月五日附録〕。
- 123 「伊勢」明治二十五年二月十日は次のように報じた。岐阜県人が来県し三重県人と話をして地価修正の話になると、岐阜県人は天春を「第二の佐倉惣五郎」と称した、天春が衆望を収めていることが分かる（「天春氏は第二の佐倉惣五郎なり」）。
- 124 「桑名中橋座ニ於テ石井四郎氏演説」〔『伊勢』明治二十五年二月十三日附録〕。
- 125 社説「鉄道問題を以て党派問題と為すこと勿れ」〔『東朝』明治二十四年十二月二十二日〕。
- 126 秋成園主人「寄書 謹みて第五区選挙区諸君に告ぐ」〔明治二十五年二月七日〕。
- 128 紫峯生「寄書 一語を第五区人士に寄せて尾崎氏に声援せむ」〔明治二十五年二月九日〕。
- 129 尾崎行雄「風雲閣閑話」〔岡倉書店、昭和十三年六月二十日〕六〇―六二頁。
- 130 前掲拙稿「第一回総選挙と尾崎行雄」を参照のこと。

謝辞

新島一彦教授は図書館長時代、御自身が法律情報データベース使用料半減交渉に取り組まれ、これに成功されたことにより、聞蔵Ⅱビジュアル契約が再開された。研究室にいながら『東朝』、『大朝』の検索ができるのは、新島教授の御蔭である。感謝申し上げます。

本稿は、平成国際大学令和二年度共同研究費の成果の一部である。